

成年後見制度利用促進専門家会議
第4回 成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ

弁護士後見人の成年後見業務に関する 報酬実態アンケート調査の分析結果について



日弁連高齢者・障害者権利支援センター

アンケート調査の基礎情報

目的

- 成年後見業務に関して、特に付加報酬(※1)、無報酬案件(※2)及び成年後見制度利用支援事業(報酬助成事業)の各実情に関する調査

アンケートの対象

- 全国の後見業務に従事する弁護士会員を対象に、2021年10月から2022年9月までの1年間に家庭裁判所に年間報告した案件

アンケート実施期間

- 2022年12月15日から2023年1月31日まで

アンケート回答総数

- 1259件

※1) 後見人等が特別の行為を行った際に付加する報酬

※2) 報酬決定されたものの報酬が受け取れなかった、又そもそも報酬を受け取る見込みが立たず報酬請求しなかった案件

全体の構成

はじめに

1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

(2) 付加報酬請求しなかった事案の実情について

2 無報酬案件の実情について

3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)について

まとめ

※1) なお、分析結果の詳細は、
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/human/aged_shien/bunsekikekka_2304.pdfをご参照ください。

※2) 以下、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人を総称して「後見人」、成年後見監督人、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人を総称して「監督人」という。

はじめに

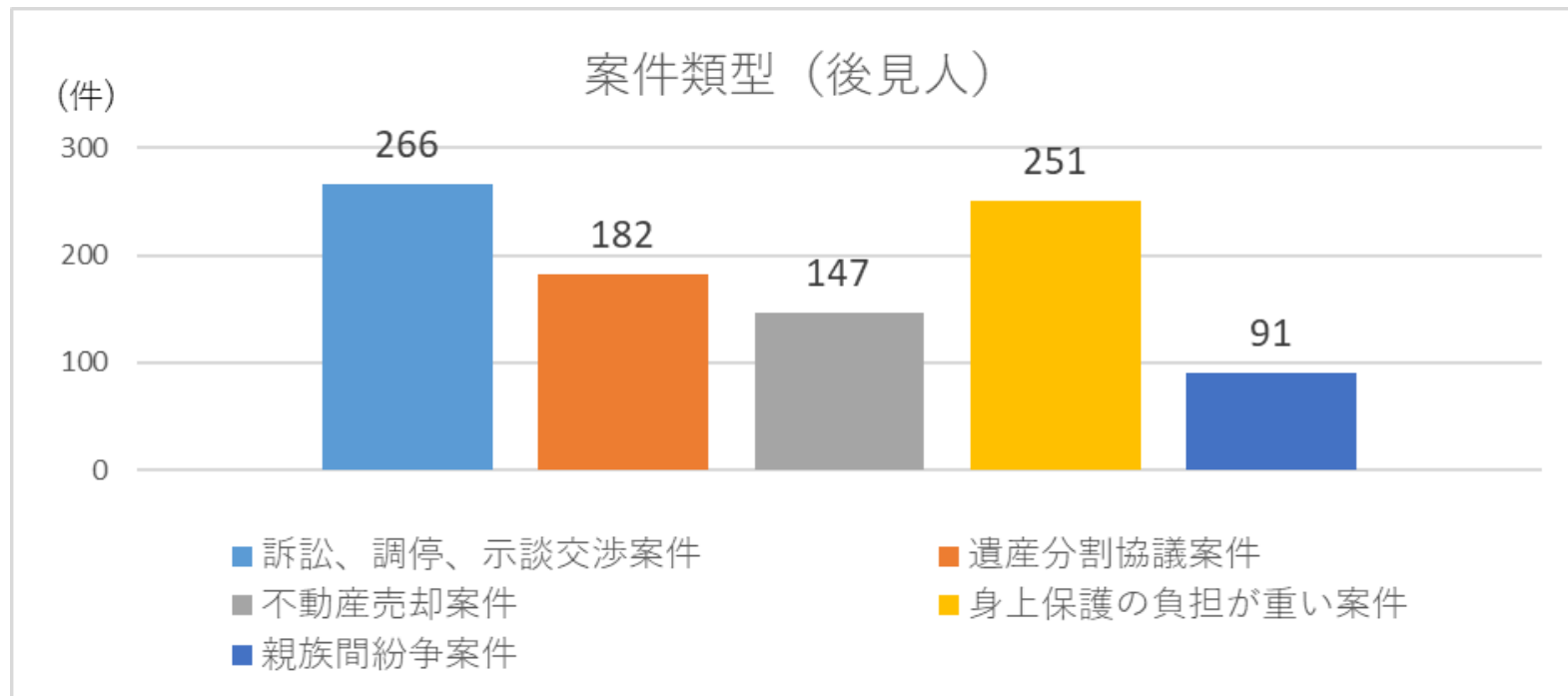
【本アンケート回答者の対象期間内の担当案件について】

- ・後見人か監督人のいずれかの業務に従事したことのある会員数は、1220名。
いずれにも従事していない会員が39名。
- ・後見人案件の担当数については、5件以下の会員が多いが、ばらつきがあり、5件を超える会員も446名(36.6%)、10件を超える会員も147名(12.0%)。
- ・監督人案件の担当数については、1件も受けていないという会員が679名(55.7%)、他方で3件を超える会員が67名(5.5%)。

1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

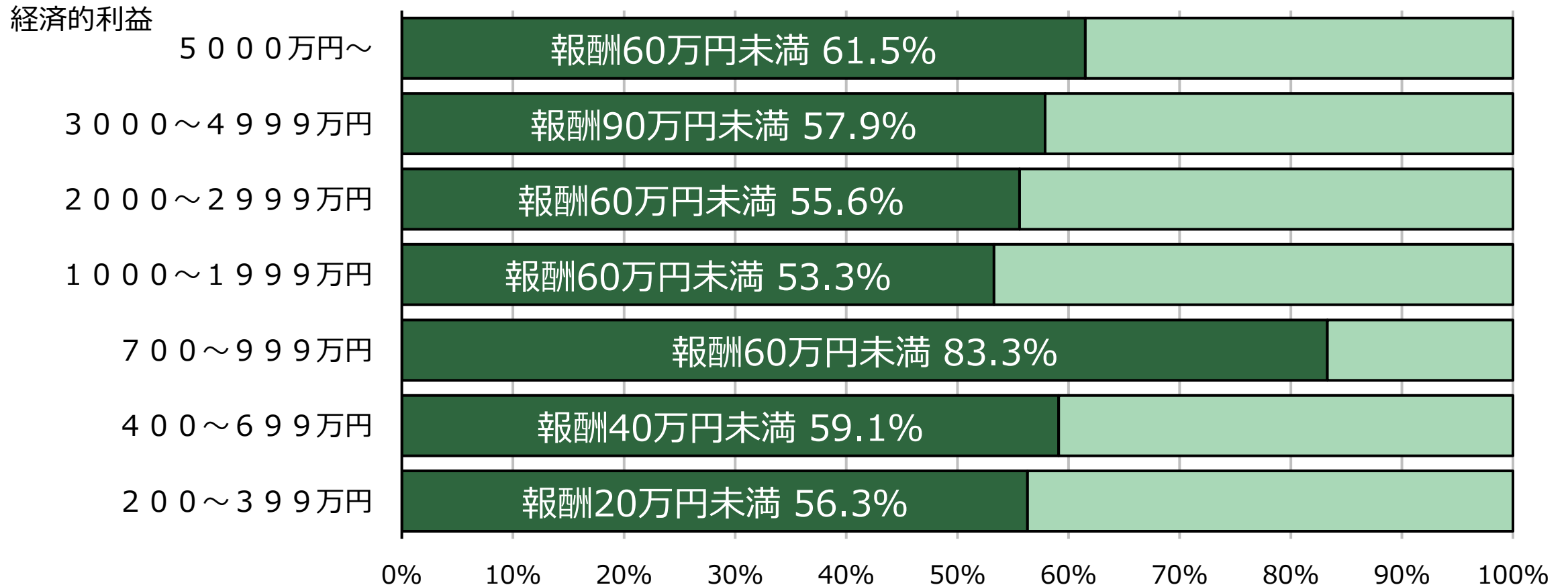
【今回の付加報酬の調査対象について】



1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

【後見人 ①訴訟, 調停, 示談交渉案件: 統計結果】



1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

【後見人 ①訴訟, 調停, 示談交渉案件: 考察】

- ・法テラスの代理援助基準(※)と比較しても、経済的利益の割に付加報酬額がかなり低額な場合が多いことが分かる。
- ・この傾向は経済的利益の額が大きいほど顕著で、経済的利益が大きくなっても付加報酬額の増加につながっていない実情があると考えられる。

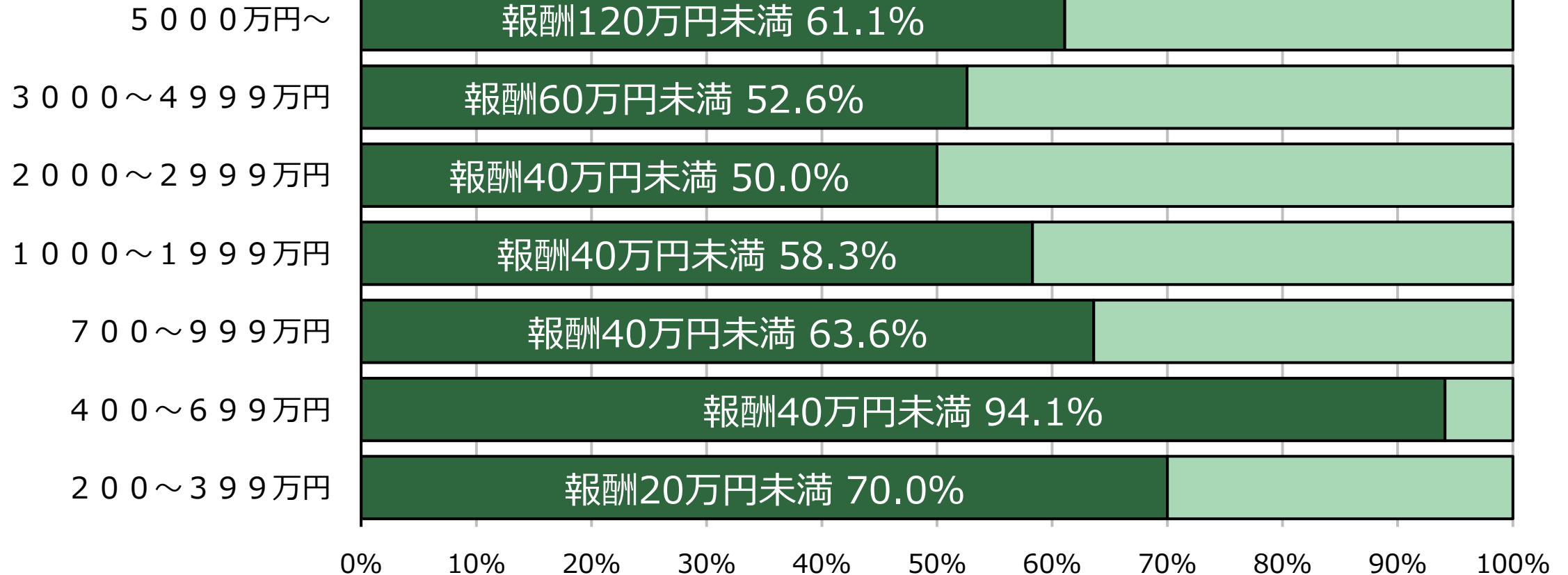
※) 着手金と報酬金とに分かれているところ、例えば、金銭事件の報酬金は、現実に入手した金銭が3000万円までは、その10%(税別)が基準とされる。

1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

【後見人 ②遺産分割協議案件(紛争性なし) : 統計結果】

経済的利益

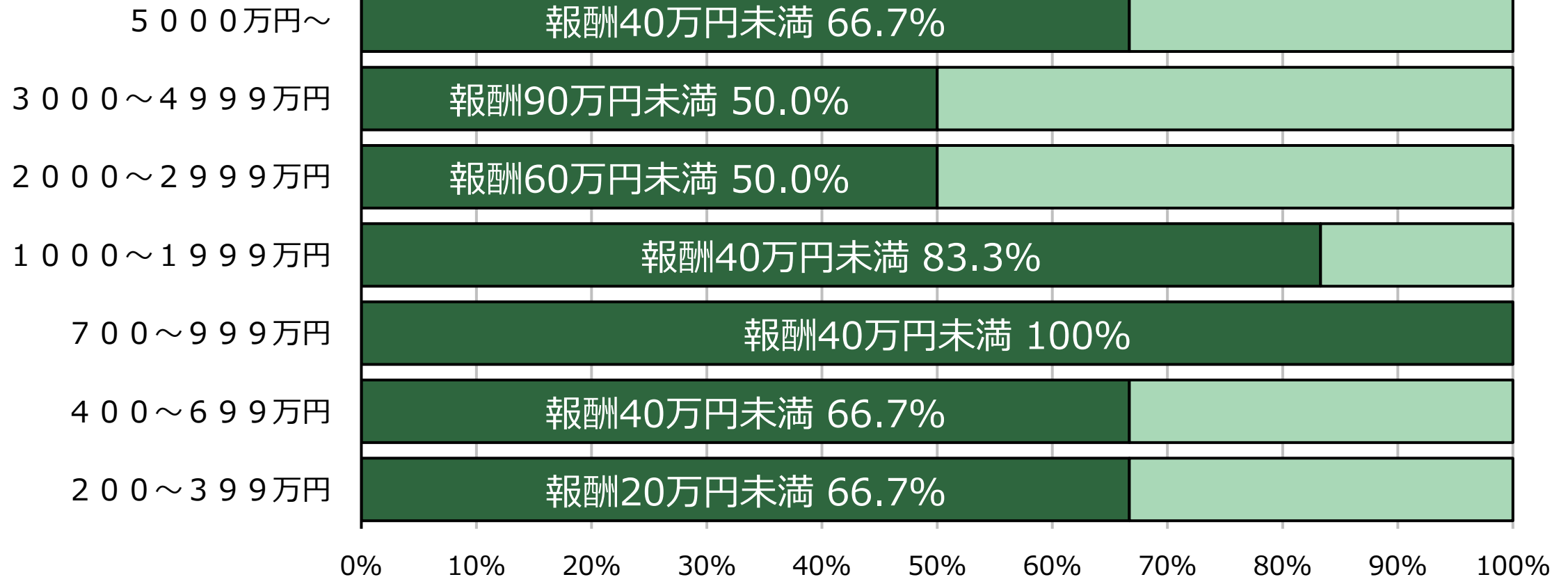


1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

【後見人 ③遺産分割協議案件(紛争性あり) : 統計結果】

経済的利益



1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

【後見人 ②③遺産分割協議：考察】

- ・紛争性の有無にかかわらず，法テラスの代理援助基準(※)と比較しても，経済的利益の割に付加報酬額がかなり低額な場合が多いことが分かる。
- ・この傾向は経済的利益の額が大きいほど顕著で，経済的利益が大きくなっても付加報酬額の増加につながっていない実情があると考えられる。

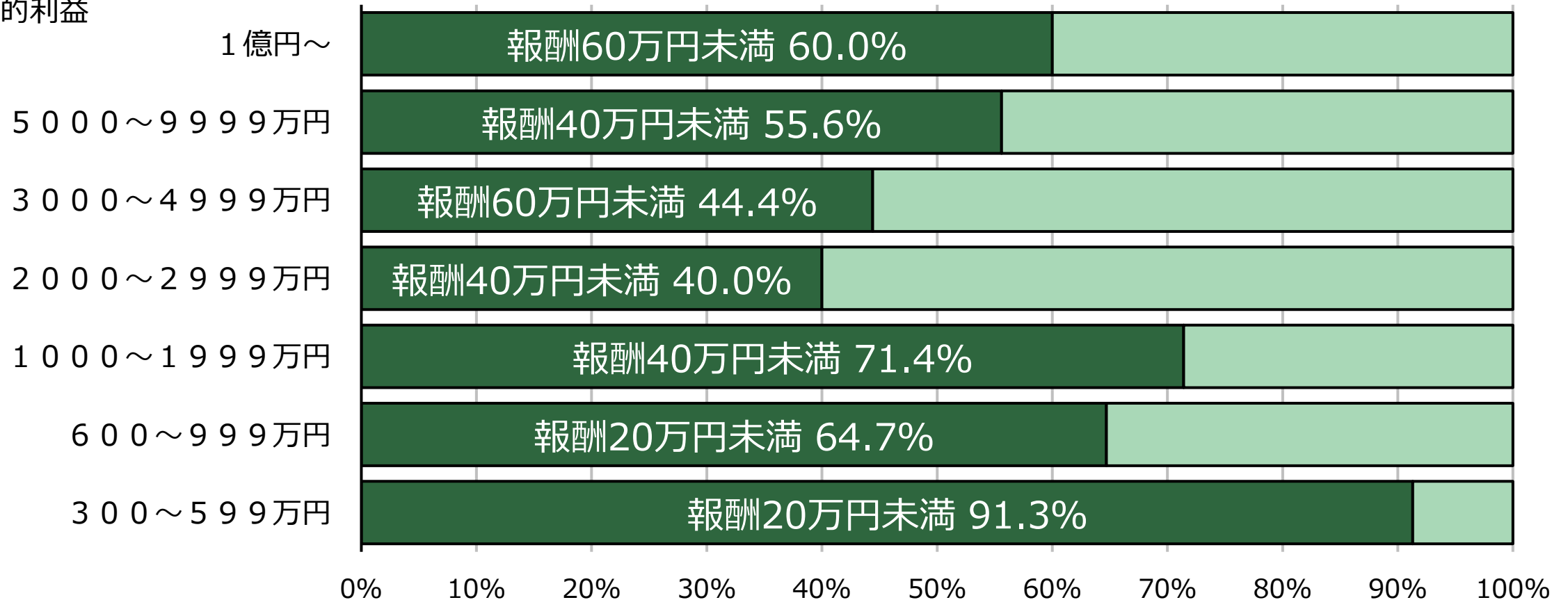
※着手金と報酬金とに分かれているところ，遺産分割事件の報酬金については，相続分の3分の1とし，その10% (税別)を基本とする。

1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

【後見人 ④不動産売却案件:統計結果】

経済的利益



1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

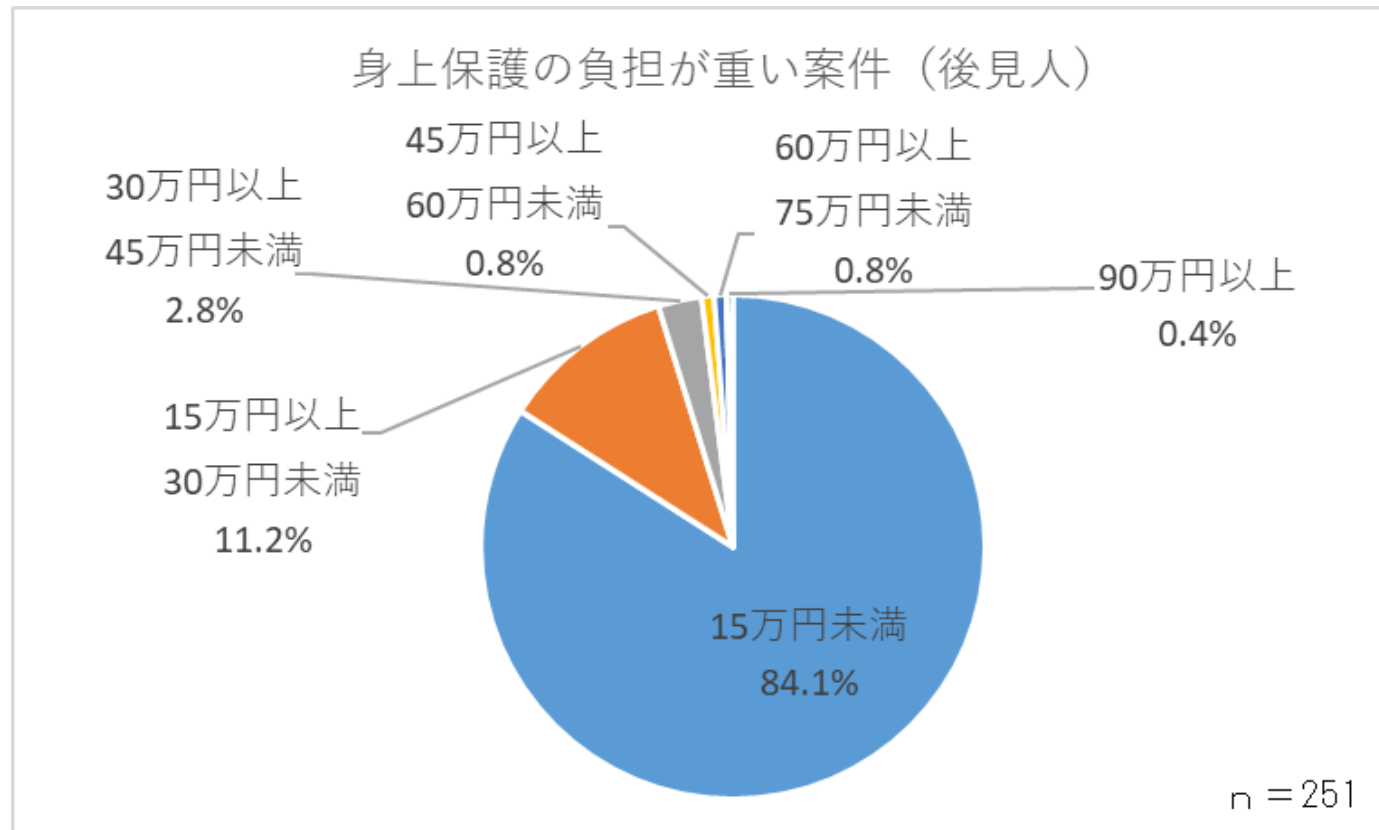
【後見人 ④不動産売却案件:考察】

- ・単純に比較はできないが、実務上400万円を超える不動産売買の不動産仲介業者の仲介手数料が3%+6万円(税別)であることが多いことからしても、付加報酬の額、取引額との相関性等の点で、現在の付加報酬基準にはかなり課題があると思われる。

1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

【後見人 ⑤ 身上保護の負担が重い案件: 統計結果】



1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

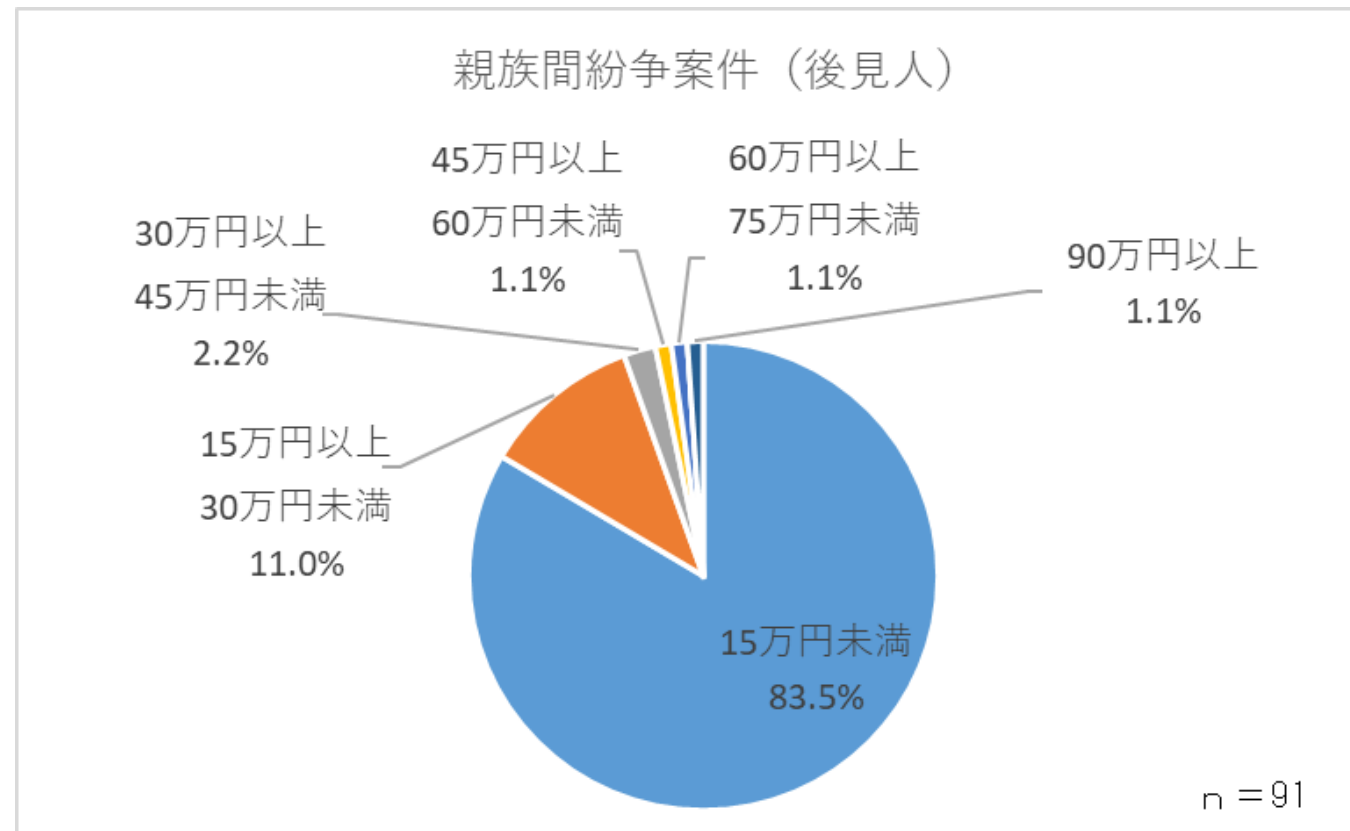
【後見人 ⑤ 身上保護の負担が重い案件: 考察】

- ・回答のうち、最も多かったのは報酬15万円未満の案件で、8割を優に超えている。
身上保護の負担が重い案件として、例えば本人対応にかなり苦慮する事案、虐待事案、終末期医療対応の負担が重い事案などが想定される。
15万円未満の報酬の案件の内情が今回のアンケートでは見えないので
実際にはより低い可能性もあるが、全体としてみると、平均月1万円の加算というのが概ね相場であると推察される。

1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

【後見人 ⑥親族間紛争案件:統計結果】



1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

【後見人 ⑥親族間紛争案件：考察】

・回答のうち、最も多かったのは報酬15万円未満の案件で、8割を優に超えている。親族間紛争事案についても、身上保護の負担の重い事案と同じような傾向が見られる。15万円未満の報酬の案件の内情が今回のアンケートでは見えないので実際にはより低い可能性もあるが、全体としてみると、平均月1万円の加算というのが概ね相場であると推察される。

1 付加報酬について

(1) 付加報酬の金額について

【まとめ】

1 課題処理型（訴訟等，遺産分割，不動産売却等）

弁護士の法的知識，実務経験等に裏付けられた専門性や事務処理能力，紛争調整能力等が期待され，それが後見人として選任される理由になっていることが多いにもかかわらず，適切に報酬に反映されておらず，法テラスの代理援助基準をかなり下回っていることも少なくない。

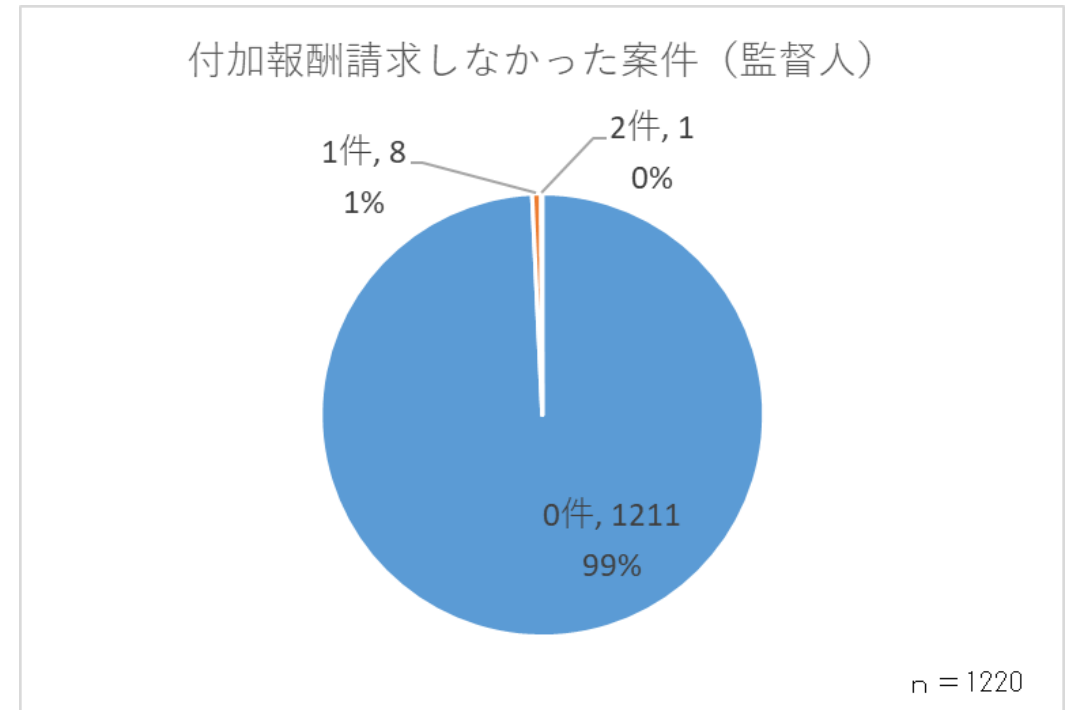
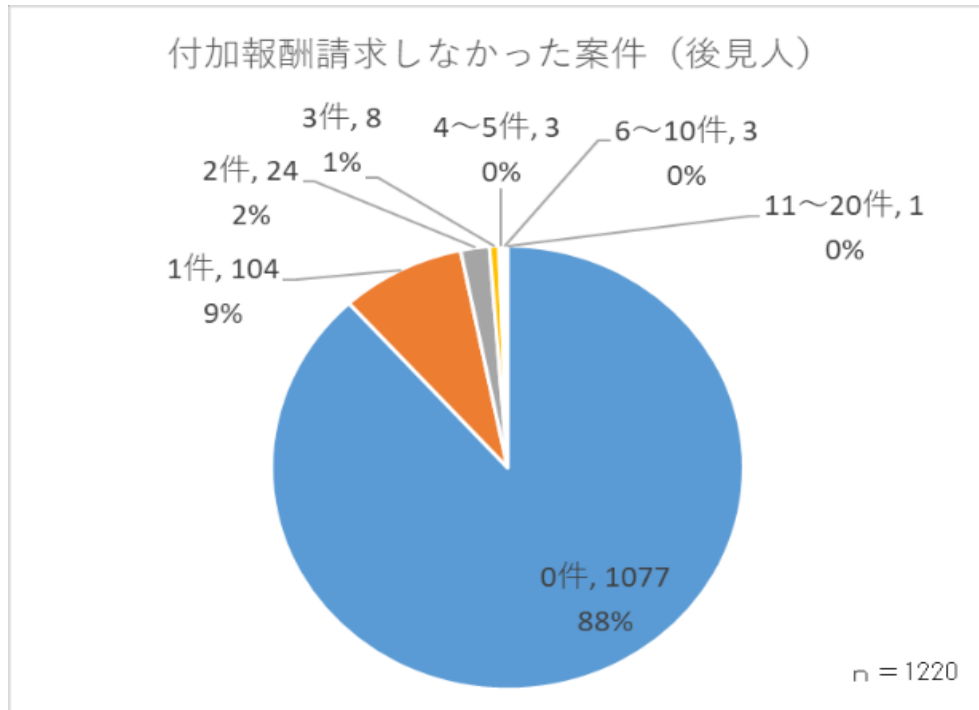
2 身上保護対応や親族間紛争対応

後見人として時間的，労力的，精神的負担が大きい 事案も少なくないと想定される。弁護士の場合，法的判断に裏付けられた紛争調整能力等の専門性が考慮されて選任されていることも多いと考えられるが，付加報酬はそれに見合っていないと考える。

1 付加報酬について

(2) 付加報酬請求しなかった実情について

- 対象者1220名中、後見人及び監督人を含めて全体の12.0%に当たる146名(※)の回答者が、対象期間内に法的課題を処理するも付加報酬請求しなかった経験を有する。

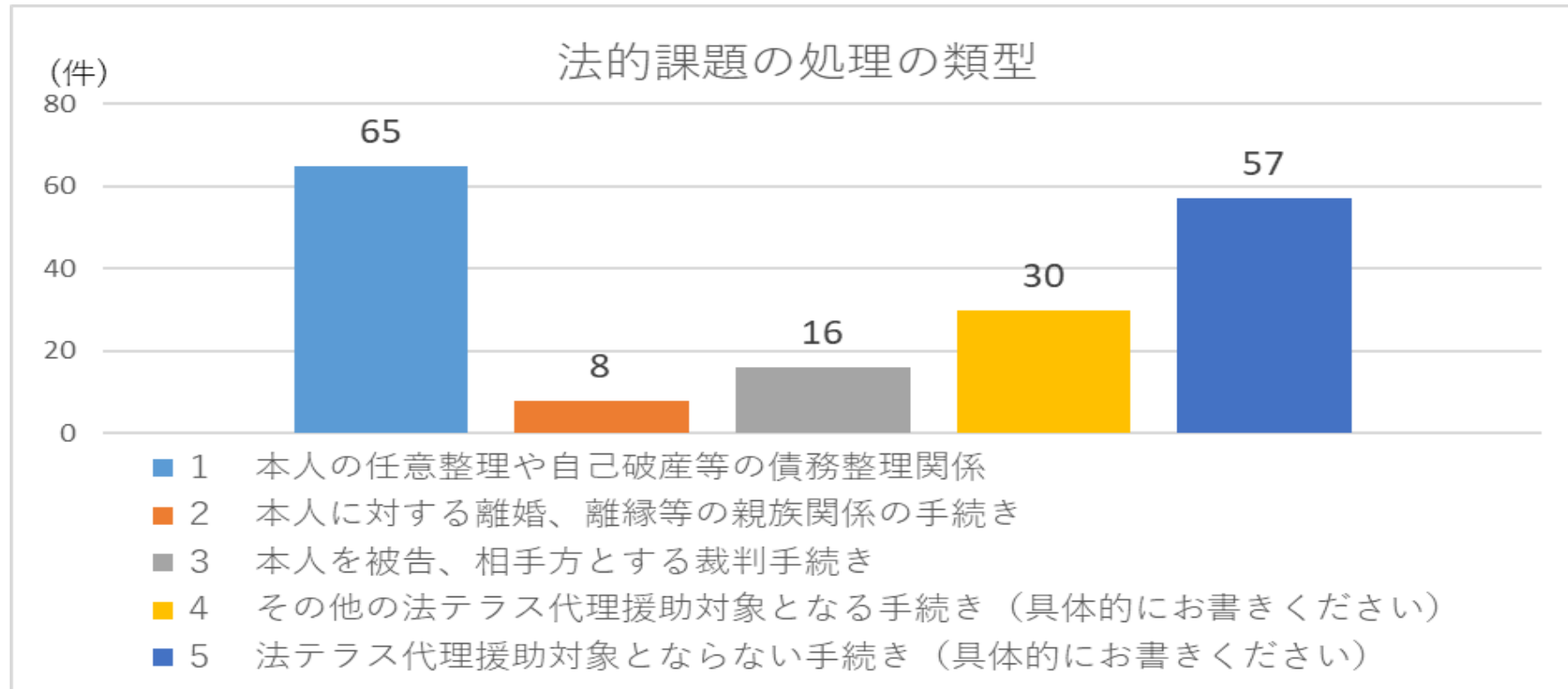


※後見人及び監督人いずれも付加報酬請求しなかった回答者は1名としている。

1 付加報酬について

(2) 付加報酬請求しなかった実情について

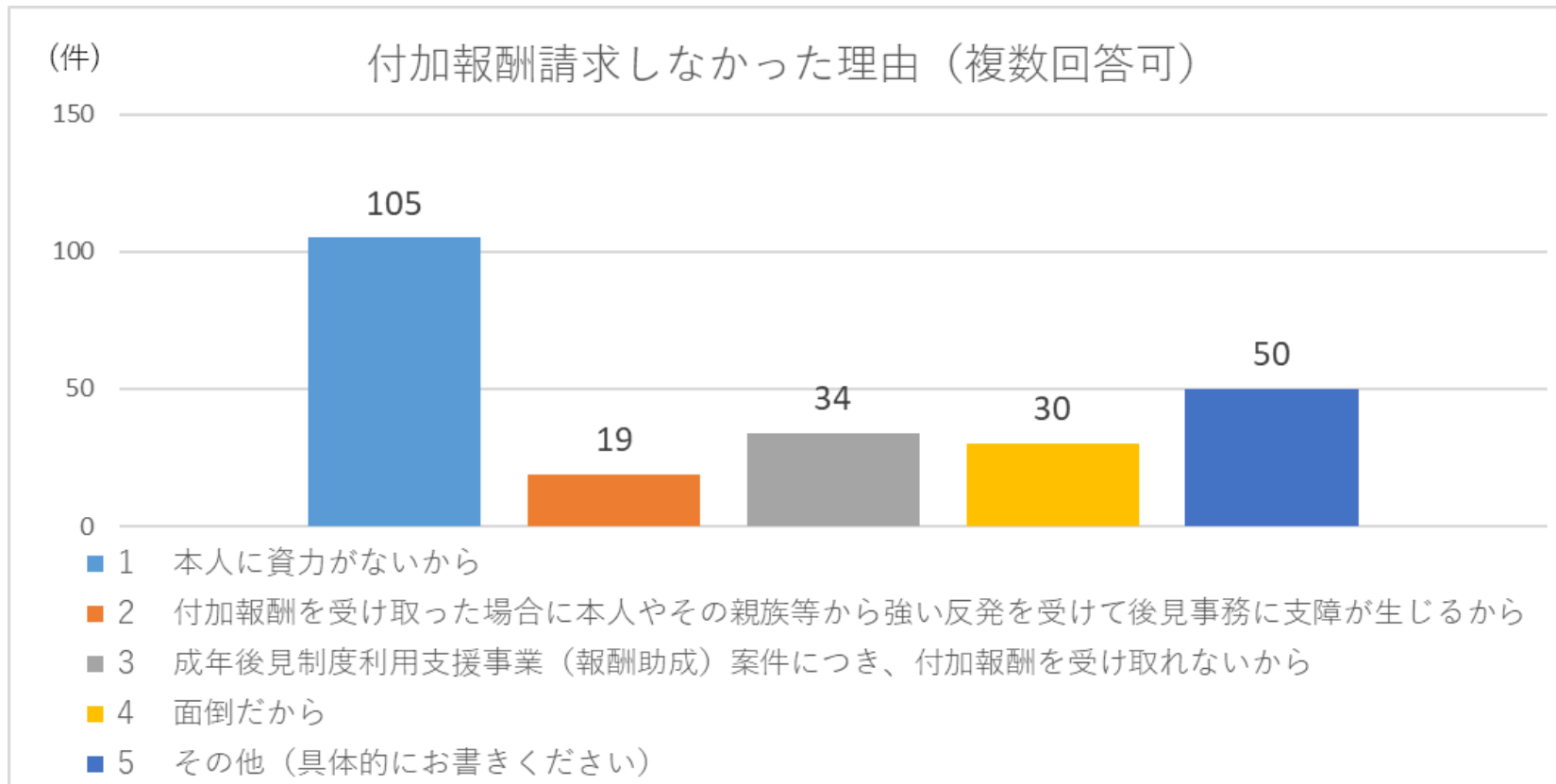
【付加報酬請求しなかった法的課題処理の類型】



1 付加報酬について

(2) 付加報酬請求しなかった実情について

【付加報酬請求しなかった理由】



1 付加報酬について

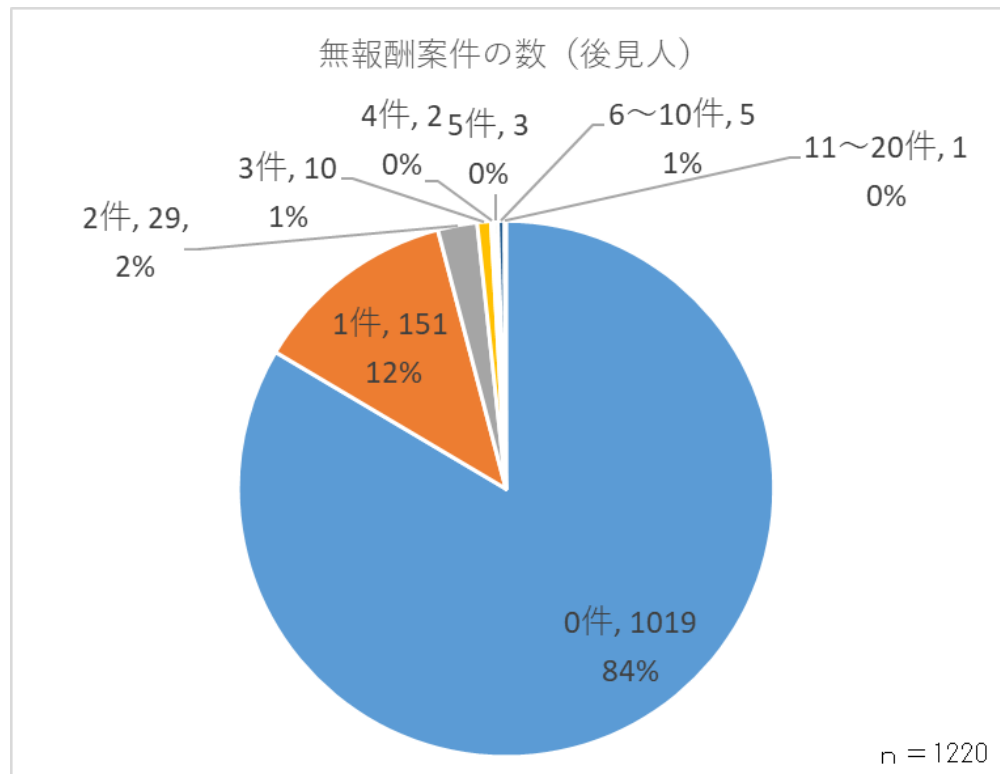
(2) 付加報酬請求しなかった実情について

【まとめ】

- ・弁護士としては、基本的人権擁護の見地から、債務整理や本人を被告等とする案件等、後見事務手続上、本人の権利を守るため法的課題を処理せざるを得ないと判断して対応することが多いと思われるが、本人に資力がなく、法的課題を解決しても付加報酬の請求をできない案件が相当数あることが示されている。

2 無報酬案件の実情について

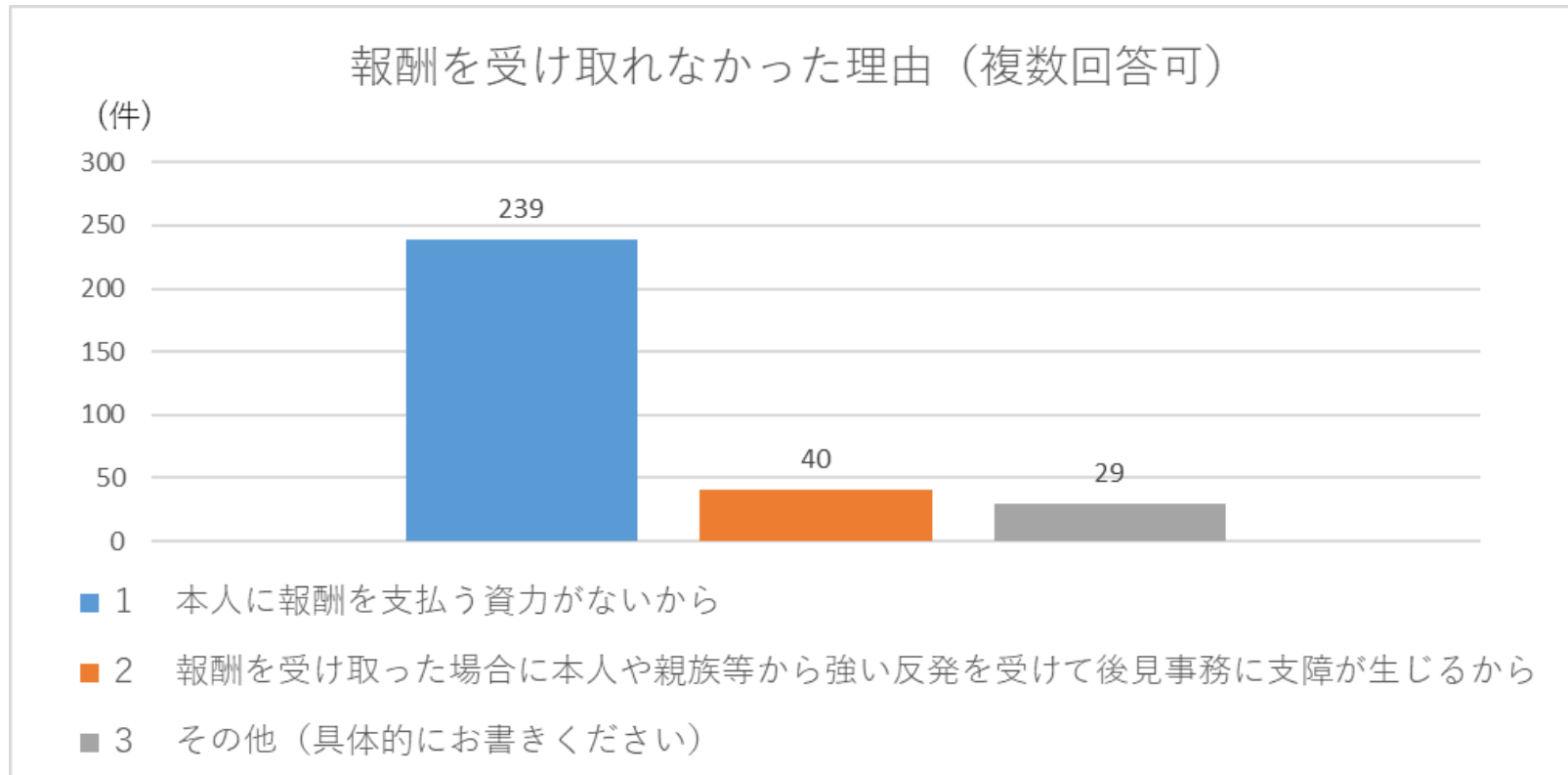
- ・後見人案件については、対象者1220名中、全体の16.5%に当たる201名の回答者が、対象期間内に無報酬案件(※)の経験を有していた。



※ここでいう「無報酬案件」に自治体の報酬助成を受けた案件は含まれない

2 無報酬案件の実情について

【報酬を受け取れなかった理由について】



2 無報酬案件の実情について

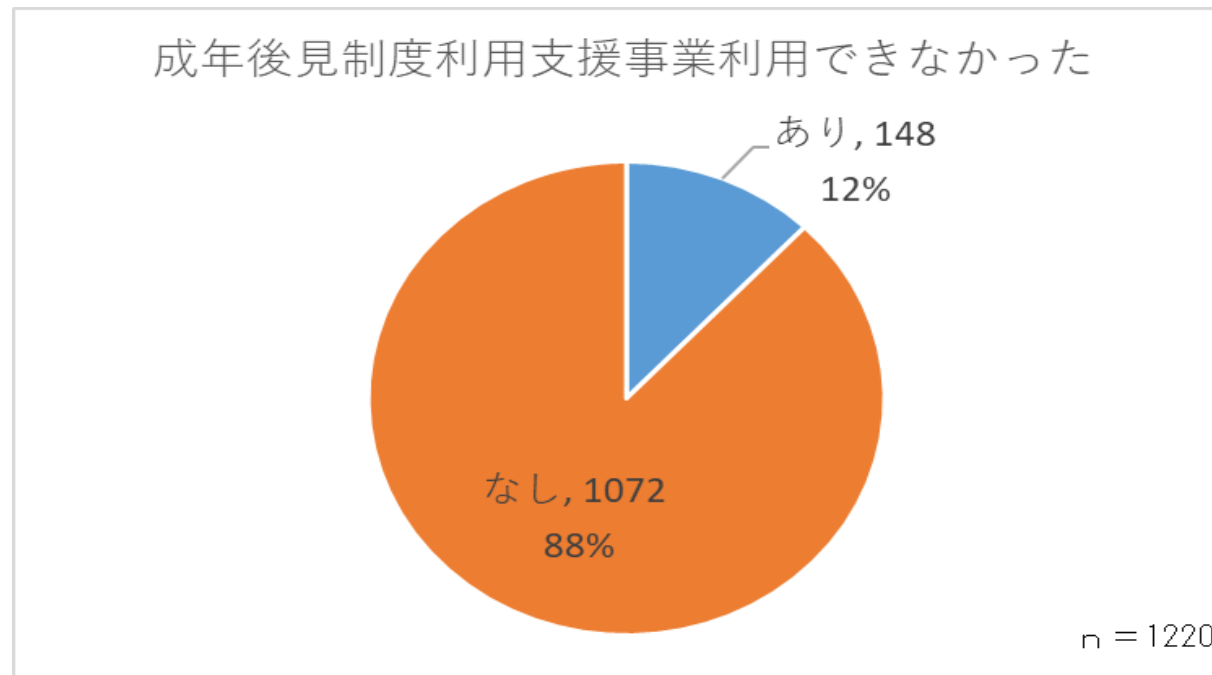
【まとめ】

・後見人について、全体の16.5%の回答者が、対象期間内に無報酬案件（自治体の報酬助成を受けた案件を除く）の経験を有しており、その主たる理由が本人の資力の問題であることが理解される。

また、代理権のない保佐・補助事案で本人の理解が得られない場合を含め、本人や親族等からの理解が得られず、報酬の支払がされない案件も一定数あることが示されている。

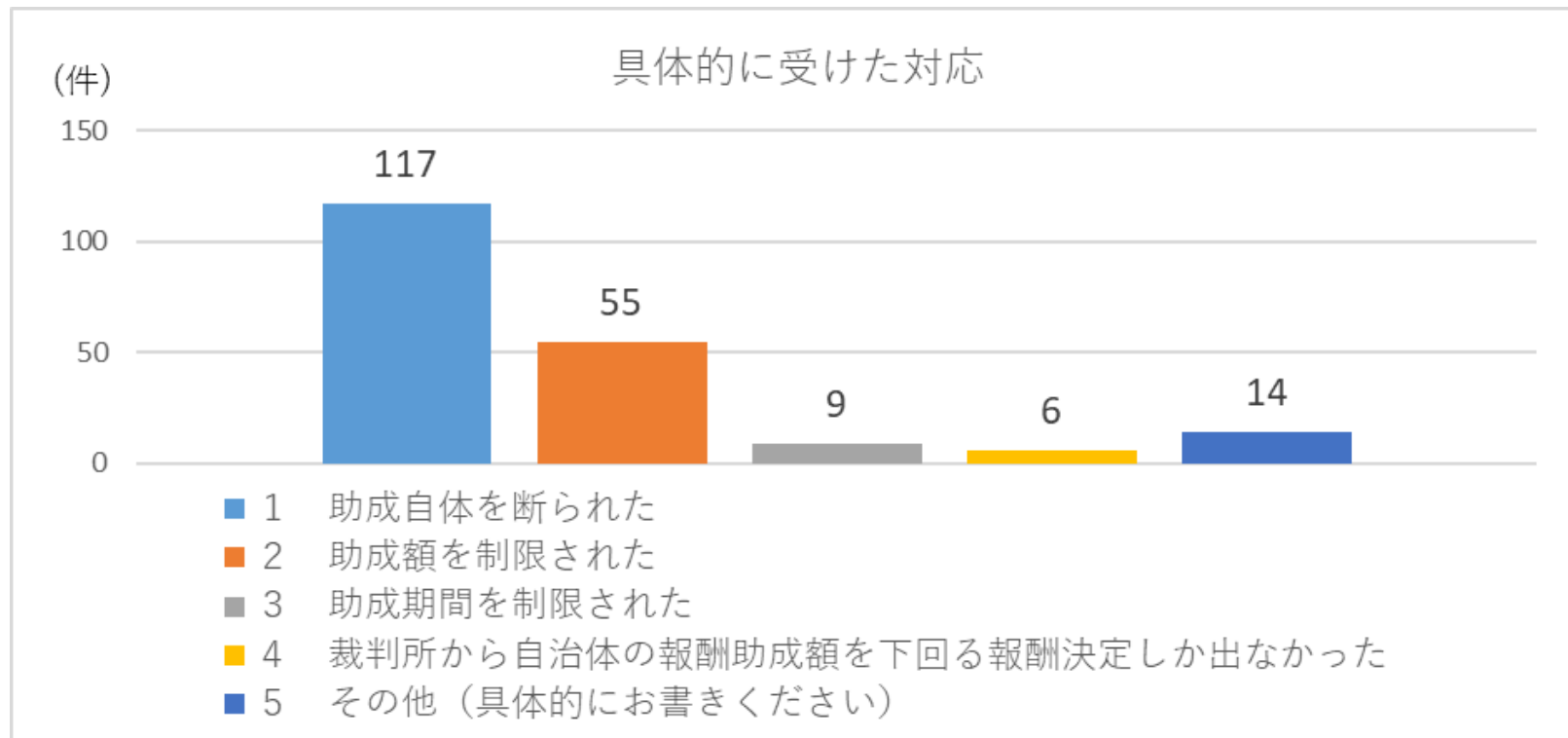
3 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の実情について

- ・対象者1220名中、全体の12.1%に当たる148名の回答者が、対象期間内に報酬助成の利用を断られたり、制限されたりした経験を有していたことが分かる。



3 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の実情について

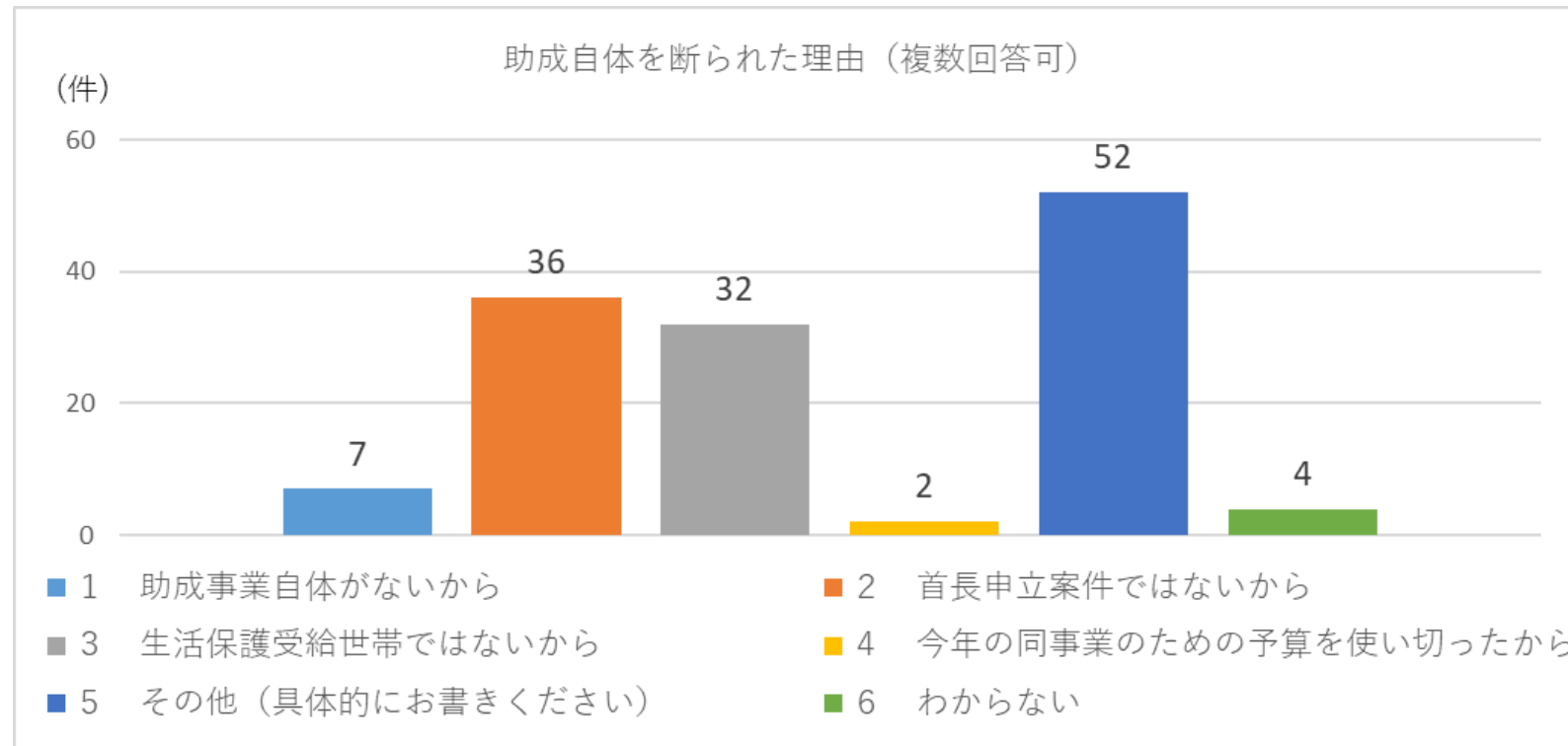
【同事業を利用できなかった事情の内訳】



※5 その他の内容:「事前に要綱等を確認したりすることで対象外と判断した」等

3 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の実情について

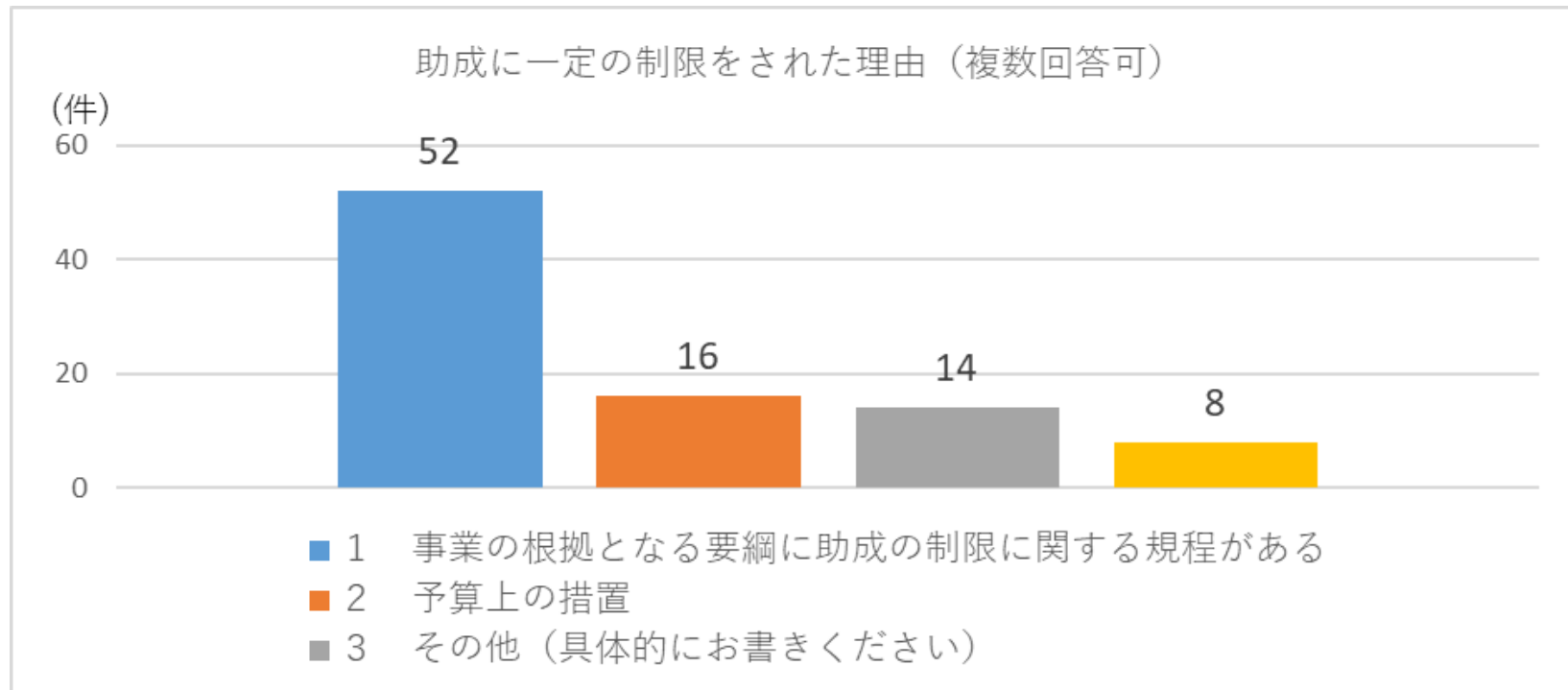
【助成自体を断られた理由について】



※5 その他の内容:「資力・収入要件を満たさなかったため」が24件、「住所要件を満たさなかったため」が5件等

3 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の実情について

【助成額や助成期間を制限された理由について】



※3 その他の内容:「裁判所の報酬決定額が助成上限額を上回った」
「助成上限額の関係で相後見人の助成額の残額しか受け取れなかった」等

3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の実情について ～利用者からの意見～

(1) 助成の対象要件に関する意見

① 首長申立案件に制限されていることの問題

- ・市町村長申立以外の後見申立事案において、報酬助成がされない市町村が多く、困窮した高齢者・障害者を後見につなげることが困難な実情がある。

② 生活保護受給又はそれと同等の世帯に制限していることの問題

- ・生活保護を受けていないと報酬助成が受けられないため、業務が煩雑で大変でも無報酬となる可能性がある。裁判所の報酬決定や被後見人の実情を考慮して助成される制度にして欲しい。
- ・わずかな年金があり、境界線上で頑張っている本人についての後見人の場合に、対象から外され、無報酬で仕事をしなければならない事案が多い。

③ 資力要件の問題

- ・本人の資力が低い場合に本人資産から報酬を差し引くと、当然本人の蓄えが減るため、相応の業務をしたにもかかわらず、後見人が後ろめたい気持ちになる。最終的に生活保護の利用が可能と言われればそのとおりだが、報酬助成がもう少し広く行われてもよいと思う。

3 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の実情について ～利用者からの意見～

(1) 助成の対象要件に関する意見

④ 住所要件のあり方の問題

- ・自治体によって要件が異なるため、施設への入所や移転を機に報酬助成が受けられなくなる事例がある。移転先の施設を選定する際に、「施設所在地の自治体で報酬助成が受けられるか」を考慮しなければならなくなり、これが本人にとって最適な施設への入所・移転の妨げになることを懸念する。

⑤ 助成の対象に関する要件の予見可能性の低さ

- ・収入・財産要件が分かりにくい。
- ・自治体の窓口、相談先等が分からず、またどのような基準で助成を受けられるか明確でないので、支援事業を利用して後見申立てを行うことに不安がある。利用しやすい仕組みを構築してほしい。

3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の実情について ～利用者からの意見～

(2)助成額に関する意見

①助成額全般に関する意見

- ・仕事量に比して報酬助成の限度額が低すぎると思う。

②助成額(特に付加報酬関係)に関する意見

- ・被後見人が破産する際に、後見人が弁護士だと、後見人自ら破産申立てを担当できるということで、法テラスを利用できなかった。そして、被後見人が生活保護者であったことから、破産申立てについて報酬なしで行うことを余儀なくされてしまった。
- ・報酬助成を利用する案件は、本人の資力の問題で付加報酬を見込めないことが多く、後見人業務を行いながら債務整理等の業務を処理したのに、債務整理のみで受任した場合よりも報酬が少なかった。業務量と助成金額が見合っていない。

3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の実情について ～利用者からの意見～

(3)助成のための手続きに関する意見

- ・報酬助成を得るための手数と得られる報酬額を天秤にかけると、手数の方が重いと感じる。煩わしさの方が先に立ってしまう。
- ・揃える資料が多く、閉口した。

(4)助成の地域間格差に関する意見

- ・報酬助成制度は自治体ごとに要件、資産資力基準、既存事件への適用の有無が異なっている。分かりにくさ、申請の煩雑さにつながっているので、国が予算全額を支出して全国一律の基準にしてほしい。
- ・市町村によって制度や運用が異なるため、たまたま引き受けた案件が支援事業の遅れている市町村の場合もあり得るが、これでは担当する弁護士が見つからない事態が生じ得る。

3 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の実情について ～利用者からの意見～

(5) 助成の広報に関する意見

- ・制度の周知・広報がされておらず、要綱や基準についてWeb上に情報がない。問合せ窓口がどこであるかが不明。
- ・利用条件など明記されておらず、問い合わせなければならなかったのに、HPなどに記載しておいて欲しい。

(6) 助成に係る裁判所の対応に関する意見

- ・利用支援事業案件において、裁判所が利用支援事業の基準額以下の報酬しか認めない案件が多数あり、問題である。
- ・裁判所は、自治体から助成の確約をとらないと報酬決定をしない、自治体は、裁判所の決定がないとなんとも言えない、と言ってたらい回しにされた。

3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の実情について ～利用者からの意見～

(7)その他

- ・報酬助成が拡充されなければ、専門職後見人の担い手が確保困難となり、成年後見制度利用促進が絵に描いた餅となる。
- ・損害賠償、債務整理、破産等であれば、(弁護士後見人は)法テラスの利用も認められないが、後見人である以上、法的処理をやらないという選択肢はない。
せめて法テラス基準の報酬が認められればまだよいが、それすらもない。
無報酬案件では、ただでさえ低額な報酬請求すらできず、持ち出すだけである。
また、毎日のように後見人本人や家族からの連絡等に対応を要する案件もあり、
実態に合わせた報酬というのであれば、これらの点も考慮して欲しい。

まとめ

1 付加報酬案件について

(1) 付加報酬額について

全体に低額で、法的課題を処理しても法テラスの代理援助基準をかなり下回っていたり、身上監護の負担等の重い事案でも業務の負担が適切に反映されていない実態がある。専門性に配慮した付加報酬額の算定方法の見直しが求められる。

(2) 付加報酬請求しなかった事案の実情について

本人に資力がなく、法的課題を解決しても付加報酬の請求をできない案件が相当数ある。善意による対応ではなく、制度として持続可能となるための対応が必要と思われる。弁護士が後見人の場合でも法テラスの代理援助の利用を可能とする改善が求められる。

まとめ

2 無報酬案件について

無報酬案件を受任している弁護士後見人は相当数おり、全国的に成年後見制度利用支援事業（報酬助成）の拡充が必須といえる。

3 成年後見制度利用支援事業（報酬助成）について

同事業について、利用を制限された弁護士後見人が相当数いる。助成対象要件について、首長申立案件、生活保護案件等に限定していること、資力要件、住所要件のあり方等に、不都合を感じている者も多い。自治体による地域間格差も小さくない。

利用に必要な手続きのあり方、要件、手続き等の広報の仕方についても利用者目線を意識した見直しが求められる。助成額を含め、全国的にさらなる運用改善が必須といえる。